

7

感染症にかかったら



学校感染症にかかったら

学校保健安全法に定める感染症にかかった、または疑いがあると診断されたときは、周囲への感染拡大を防止するため出席停止となります。

出席停止の期間と解除は、それぞれの基準を満たしている場合に限られます。学生便覧を確認してください。

感染症が治癒した場合は、医療機関の記入・押印を受けた「感染症治癒証明書」を、インフルエンザにかかった場合は「インフルエンザ治癒報告書」、新型コロナウイルス感染症にかかった場合は「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」に自分で記入し、出席した初日に健康サポートセンターに提出してください。用紙は、純心ポータルサイト（blue）からダウンロードしてください。

感染症罹患により試験当日が出席停止期間と重複した場合、まずは大学に一方をいれてください。

そもそも、学校感染症とは？

学校保健安全法で定められた、感染力が強く重症化する危険性の高い病気です。そのため、症状が緩和されても大学に出てきてはいけない期間が決まっています。インフルエンザ、麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎、水痘（水ぼうそう）、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、結核、腸管出血性大腸菌感染症（ロタウイルス感染、O157感染など）、新型コロナウイルス感染症等